こんにちは

民生委員·児童委員

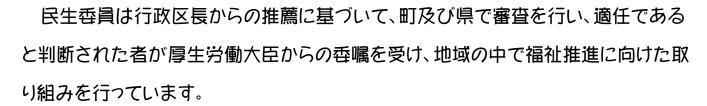
です!!



民生委員・児童委員 をご存じですか



地域福祉をサポートする身近な相談相手です



したがって民生委員は非常勤公務員であり、その職務内容についても法律で定められたものですが給与等の支給は無く無報酬のボランティアです。

また、全ての民生委員は、児童養護や育児に関する支援を推進するために児童福祉法で定められた児童委員の職を兼ねており、みなかみ町では現在64名の民生委員・児童委員が精力的に活動しています。

その中で、主任児童委員は子育てを社会全体で支え「健やかに子どもを産み育て



る環境づくり」を推進することが大きな役割の一つであり、みなかみ町では4名の主任児童委員が学校や子ども園、児童相談所などと連携しながら、児童や子育てに関する支援を専門的に行っています。

支援を必要とする人と公的機関をつなぐパイプ役です。

少子化や核家族化がすすみ他者とのつながりが薄れてゆく中で、地域福祉を推進し、誰もが守全で守心して生活できる環境づくりに寄与することも民生委員・児童委員が地域で果たすべき役割の一つとなっています。

そのため、民生委員児童委員は、役場や社会福祉協議会と密接に連携し、担当地



域において高齢者や障害のある方、子ども達を対象とした見守り活動を行いながら、地域住民が抱える生活上の心配ごと や困りごとに関する相談にも応じています。

その中で、公的支援等を必要としている場合は、課題解消に向けて適切な支援機関へ繋げる取り組みを行っています。

情報を確実に保全することが法律で定められています

民生委員・児童委員が職務上知り得た情報を不用意に口外することは法律で固く禁止されています。したがって相談内容等の秘密は確実に守られますので、守心してご相談ください。

こんな時はお気軽に 地域の民生委員・児童委員にご相談ください

- ◆身体が不自由なので何かあった時が心配
- ◆介護サービスを受けたいけど相談先がわからない
- ◆出産や子育てについて不安なことがある
- **◆近所の子どもが虐待されているかも 等**

民生委員・児童委員の存在を多くの方に知っていただくとともに、その活動や取り組みについてご理解とご協力をお願いいたします。



お問合せ先

みなかみ町民生委員·児童委員協議会事務局 みなかみ町役場 町民福祉課 障害·福祉係 電 話 0278 - 25 - 5011